

# あなたの命と地域を守るため、住宅用火災警報器を必ず設置してください！

すべての住宅に設置が義務付けられています。

## 設置例



必ず設置が必要な場所

- ・すべての寝室
- ・階段（寝室が2階以上にある場合）

台所は設置をお勧めしています



## 住宅用火災警報器はきちんと作動しますか？

電池切れに注意！

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」という時に住宅用火災警報器がきちんと作動するよう、日ごろからお手入れをしましょう。

### ポイント

- ・定期的にひもを引いたり、点検ボタンを押したりなどして作動確認を行いましょう。
- ・電池切れやセンサー等の寿命により交換も必要です。10年を目安に本体を交換してください。
- ・電池が切れそうになった際に音や光で知らせてくれる機種もあります。

お問い合わせ 消防本部予防課 予防係 ☎51-0123

## 高齢者のみ世帯などの住宅用火災警報器の購入費を支援します

**対象世帯** 市民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する世帯

- ① 75歳以上の高齢者のみ世帯（今年度中に75歳になる方を含む）
- ② 障がい者を含む世帯

（身体障害者手帳1～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方）

**対象機器** 平成31年1月1日以降に購入したもので、「検」、「NS」マークのある警報器

**助成額** 1個当たり3,000円（取り付け費込み）を上限に、1世帯当たり3個まで

**申請期限** 9月30日（月）

**手続きに必要なもの** 印鑑、振込先の分かるもの（預金通帳等）、領収書

**お問い合わせ・お申し込み** 市民福祉部高齢福祉課 高齢福祉係 ☎63-3790